

## 議案第8号

### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(警務部の所掌事務)

第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(21) 略

(22) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するこ  
と。

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(警務部の所掌事務)

第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。